

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第87号
事故等種類	火災
発生日時	平成24年10月9日 10時10分ごろ（現地時間）
発生場所	ナミビア共和国西方沖 （概位 南緯24°25′ 東経000°02′）
事故等調査の経過	平成25年6月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第七十三住吉丸、469トン
船舶番号、船舶所有者等	129736、住吉漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 機関長、四級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	船首倉庫及び船首覆甲板周辺の電気配線、漁労機器等が焼損
事故等の経過	<p>本船は、船長、漁労長及び機関長ほか20人（インドネシア共和国籍19人）が乗り組み、平成24年7月5日（現地時間、以下同じ。）南アフリカ共和国ケープタウン港を出港して7月15日から、ナミビア共和国西方沖において、まぐろはえ縄漁業の操業を続けていたが、10月9日操業を終え、潮上りのために南緯24°25′、東経000°02′付近を航行中、10時10分ごろ、当直中の漁労長が、船首覆甲板下部の作業場付近から上がっている煙を発見した。</p> <p>漁労長は、非常ベルを鳴らし、機関長に消火器を持って船首に行くように指示した後、機関を停止して左舷側から風を受けるように操船を行い、10時13分ごろ消火活動を開始し、その際、船首倉庫からの電気配線及び船首覆甲板下部の電気配線から煙と火の手が上がるのを見た。</p> <p>本船は、10時20分ごろ更に煙と火の手が強くなったが、全員で海水ホースを使って消火活動を行った結果、10時45分ごろ鎮火した。</p> <p>本船は、船首倉庫及び船首覆甲板周辺の電気配線、漁労機器等が焼損したので、操業を継続するのは不可能と判断し、ケープタウン港に帰港して焼損した電気配線、漁労機器等の修理を行った。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、船首楼甲板下部が倉庫になっており、荒天時の作業性等を考慮し、同甲板の船尾側に船首覆甲板が張り出した構造になっている

	<p>た。</p> <p>本船は、出火当時、操業が終了していたことから、交流220V及び440Vの動力用電源が遮断されており、電灯関係の交流100V電源だけが給電されていた。</p> <p>機関室の配電盤には、アースチェックランプが設置されていたが、火災発生前に異常は見られなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、ナミビア共和国西方沖を航行中、船首楼付近の交流100Vの電気配線から出火したことから、周辺の可燃物に延焼した可能性があると考えられるが、出火に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船がナミビア共和国西方沖を航行中、船首楼付近の交流100Vの電気配線から出火したため、周辺の可燃物に延焼したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用しない電動機器の電源は遮断しておくこと。 ・ 定期的に電気配線の絶縁抵抗を計測し、不良箇所がある場合は早期に原因を究明して対処すること。